

各高齢者福祉施設長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者施設等での感染防止対策の徹底及び検査の実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は前週比で 1 を超えるなど感染は拡大傾向にあり、引き続き、強い危機感を持って感染拡大防止のための取組を継続していく必要があります。

高齢者福祉施設等におかれましては、長期に渡って緊張感の続く中での業務が継続し、負担の大きい中ではありますが、年度替わりの新規入職、飲食の機会等、様々な人と人との接触が増加する機会もある中で、今一度、感染経路の遮断（手指消毒、マスクの着用、換気の徹底）、職員の日々の健康管理（体温測定、発熱等の症状がある場合の出勤停止）など、感染拡大防止のための取組を徹底いただきますようお願いいたします。〔別添①参照〕

また、感染拡大防止のためには、各種の検査を適時適切に受けることも重要ですので、別添資料〔別添②参照〕及び下記の点に御留意の上、検査の活用や検査実施への御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、高齢者施設等の事業の継続を支援するために「集中的実施計画」に基づき実施している高齢者施設等の従事者向け検査（3月末までを期間。全額公費の任意検査。）について、対象施設及び対象地域を拡大して、6月末までを期間とする検査を実施することとしています〔別添③参照〕。申し込み方法等、詳細は追ってお知らせいたしますので、あらかじめ活用の御検討をお願いいたします。

2 本県では、高齢者施設等において、①発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状のある入所者及び従事者に対する検査、②陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とする検査、が速やかに実施されるよう、各健康福祉事務所に対して徹底を図っています。

各高齢者施設等におかれましては、本方針について御承知いただくとともに、健康福祉事務所から要請等があった場合には、迅速な検査の実施について御協力をいただきますようお願いいたします。

以上

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当） 電話：078-341-7711（内線：2950、2951、2943） e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

感染拡大 年度替り感染防止の徹底を！

兵庫県内では、新型コロナウイルス新規感染者数が 100 人を超える日が続くなど、**感染拡大傾向**にあります。

変異株による感染も増加しています。

年度替りのこの時期は、**飲食機会が増加**します。

感染拡大防止を徹底するため、次の取組にご協力ください。

県民の皆様へのお願い（家庭、施設等へのウイルス持込み防止）

感染拡大地域をはじめ**不要不急の都道府県間の移動を控**えてください。業種別ガイドライン等に基づく**感染防止策を講じていない飲食店、カラオケ店**など、**リスクのある場所への出入りを自粛**してください。

歓送迎会、花見による宴会、自宅での飲み会（宅飲み）など、**大人数・長時間の飲食は自粛**してください。

特に**若い方々は、感染防止を我が事**としてとらえ、**責任ある行動**をとってください。

会食の際は、次のことを守ってください。

- ・ **1グループ4人単位**（同居家族を除く）
- ・ **長時間の飲食**は控える（2次会等に行かない）
- ・ 会話の際は、**扇子やマスク**等により、**飛沫を防止**

会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、**一定期間人との接触に注意**するなど、家庭内においても**「人にうつさない」行動**をしてください。

次の地域に営業時間短縮を要請しています。ご協力をお願いします。

【飲食店等に対する時短要請内容】

期 間	令和3年3月8日～3月31日	令和3年4月1日～4月21日
地 域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	神戸地域（神戸市） 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市） 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 中播磨地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町）
内 容	21時までの営業（酒類の提供は20時30分まで）	


* アクリル板の設置や座席間隔の確保、換気の徹底（CO2センサーの活用等）など**感染防止対策の強化を要請**

マスク、手洗い、定期的な換気、周りの人との一定の距離の確保など**3密（密閉、密集、密接）の回避**をお願いします。

在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などに一層取り組んでください。

令和3年3月29日

高齢者施設等向けの検査

項目	支援内容	照会先
<input type="checkbox"/> <u>発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施</u> 【募集対象】入所等 【申請時期】随時	【随時申請受付中です！】 <input type="checkbox"/> 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。	詳細は各地域の保健所に照会ください。
<input type="checkbox"/> <u>新規入所（予定）者や新規採用予定職員に対する検査</u> 【支援対象】入所（短期入所含む） ※政令市及び中核市を除く 【申請時期】随時	【随時申請受付中です！】 <input type="checkbox"/> <u>希望する入所施設等を対象として、新規に就職する職員や新規の入所者（短期入所の利用者も含まれます。）に対する検査を実施します。</u>	兵庫県感染症対策課感染症班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3286 兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （内線）2950
<input type="checkbox"/> <u>高齢者施設の従事者に対する検査</u> 【支援対象】入所	【希望する対象施設において実施中です！】 <input type="checkbox"/> <u>高齢者入所施設において感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、その従事者に対する検査を集中的に実施します。</u> 実施地域：芦屋、伊丹、宝塚、加古川、加東、福崎、龍野、洲本保健所の所管区域 対象施設：介護保険施設、認知症対応型共同生活介護 実施期間：令和3年3月中  <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> 【詳細は追ってお知らせします！】 <input type="checkbox"/> <u>対象施設及び対象地域を拡大して実施します。</u> 実施地域：県内全域（保健所設置市を除く。） 対象施設：介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者入所施設 実施期間：令和3年4月～6月 </div>	兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）2950

高齢者入所施設等の従事者に対する検査の実施（拡大）

1 事業目的

高齢者入所施設等において、新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、3月末まで実施している集中的実施計画による検査に引き続き、対象施設及び対象地域を拡大した新たな計画（国から策定要請のあった6月までを期間とする「新集中的実施計画」として位置付け）に基づき、全額公費による任意の検査を実施する。

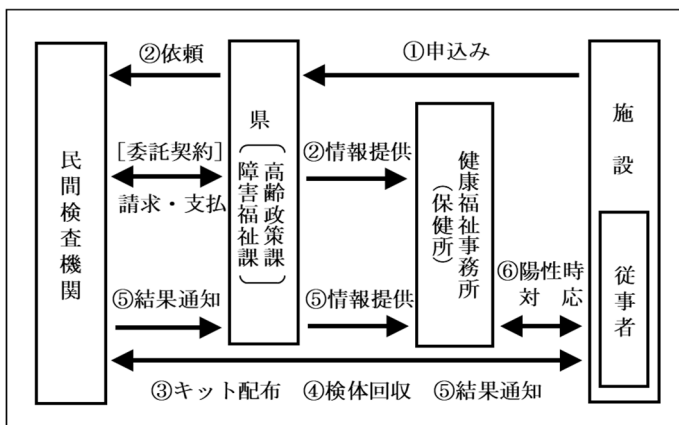
2 新集中的実施計画（下線部が拡大部分）

対象施設	高齢者入所施設 [特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、 <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</u>] 障害者入所施設 [<u>障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、</u> 宿泊型自立訓練]
対象地域	<u>県内全域（保健所設置市を除く）</u>
対象者	施設の従事者 <u>約 44,000 人（1,024 施設）</u> [内訳] 高齢：約 39,000 人（804 施設）、障害：約 5,000 人（220 施設） ※このうち、3月末までの集中的実施計画の対象者（約 24,000 人（379 施設））への対応は、今回、新たに対象となる者の実施結果や県内の感染状況等を踏まえて検討
検査方法	核酸増幅検査（民間検査機関と調整中）
実施手法	民間検査機関に委託
実施期間	6月末までに集中的に実施

（参考）3月末までの集中的実施計画

対象施設	重症化リスクの高い医療・介護を必要とする高齢者が長期入所する施設 [特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所]
対象地域	感染者が多く発生している感染多数地域（令和2年11月以降の陽性者数が人口10万人対で100人を超える8保健所の管轄区域）
実施予定者	検査を希望する施設の従事者 約 11,000 人 [実施状況] 3/25 現在 8,865 人検査済（うち、陽性2名→医療機関で陰性確認）

3 実施スキーム（イメージ）



- ① 施設から県（高齢政策課、障害福祉課）に検査申込み
- ② 県は民間検査機関に検査を依頼し、健康福祉事務所（保健所）に情報提供
- ③ 民間検査機関が施設に検査キットを配布
- ④ 民間検査機関が施設で採取した検体を回収
- ⑤ 民間検査機関が検査結果を県・施設へ通知
- ⑥ 検査結果が陽性の場合、施設（従事者）は速やかに医療機関を受診し、結果を県に報告（診断結果が陽性の場合、発生届を受けた健康福祉事務所（保健所）が対応）